第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録に係る申入

（令和８年９月１２日付け事務局宛て通信から該当箇所を抜粋。）

最近、佐倉市のホームページに掲載されました令和８年度第１回の佐倉市地域福祉計画推進委員会の議事録に記載されております事務局説明に事実誤認がありますので、早急に訂正して頂きます様お願い致します。

１．事実誤認の内容

議事録９頁の事務局の発言として「地域福祉コーディネーターの仕事とアウトリーチ支援とは異なるものであり、市が地域福祉コーディネーターをアウトリーチ支援員として設置するという図式はおかしい。また、アウトリーチ支援員を設置しただけでは、法で求められている包括的支援体制にはつながらない、というご意見があったもの。」と記載されていますが、私は昨年度の委員会においてこのような発言は一切しておりません。

私は、現行の地域福祉計画に包括的支援体制の整備という目標を掲げながら、施策のほとんどが社会福祉法で求められた内容から外れており、この点の修正を早期に行う必要があるので、委員会の設置要綱に沿って、そのための専門部会を設けてはどうか、と提案したものです。この点は、昨年度の委員会議事録を見て頂ければお分かりの筈です。

２．対応のお願い

このように、包括的支援体制の整備のための専門部会設置という極めて重要な提案にもかかわらず、地域福祉コーディネーターとアウトリーチ支援員の仕事内容の違いの指摘や配置図式への不満にもとづく提案であるかのように説明することで、提案趣旨が委員に理解されず議論も一切ないままに終わったことは大いに遺憾であります。

つきましては、以下の対応をお願いしたいと思います。

①　次回委員会で事務局より上記の事実誤認があったとして、あらためて提案趣旨を正確に説明し委員会での議論に付すこと。

②　第１回の議事録に事実誤認があった旨の修正注記を追記すること。

（令和８年９月１９日付け事務局宛て通信から該当箇所を抜粋。）

事務局から提案内容をご説明頂く際には、以下の点にも触れて頂きます様あわせてお願いいたします。

１．包括的支援体制とは何か？

「縦割り」制度の狭間に落ちる複合課題（例：８０５０問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）に対応できる支援体制のことで、福祉の領域に止まらず、教育・住宅・医療など多岐

にわたる領域を分野横断的に連携させながら構築することが求められている。

２．なぜ地域福祉計画に施策を入れなければならないのか？

社会福祉法第１０６条の３により市町村には包括的支援体制の整備が努力義務として定められており、厚労省ガイドラインでも、包括的支援体制の整備を含む５項目を踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないとしている。

３．なぜ専門部会を設置しなければならないのか？

包括的支援体制の整備のための施策を検討するためには、社会資源の活用の検討や現場の専門職の意見集約が必要であり、事務局での作業や委員会の審議だけでは難しい。遅くとも次期計画には具体的な施策を盛り込む必要があり、そのためには早い段階での専門部会設置が求められている。